

JICA環境社会配慮助言委員会 第18回全体会合

2011年11月4日（金）15:30～18:30

JICA本部 2階 229会議室

議事次第

1. 開会

2. 新しく委嘱された助言委員のご紹介

3. 上記案件および案件概要説明済み等のWGスケジュール確認（別紙1参照）

- (1) ベトナム ハノイ市ファッヴァン-カウゼー高速道路事業（PPP）DFR（12月26日（月））

4. ワーキンググループ会合報告および助言文書確定

- (1) バヌアツ ポートビラ港国際多目的埠頭整備事業 スコーピング案（10月14日（金））
- (2) フィリピン メガマニラ圏高速道路建設事業；CLLEX（有償）環境レビュー（10月21日（金））
- (3) 南スーダン ナイル架橋建設計画（無償）DFR（10月24日（月））
- (4) インド DCR 超臨界圧石炭火力発電所建設事業（有償）環境レビュー（10月28日（金））

5. 助言対応結果報告

- (1) ベトナム 南北高速道路建設事業（ベンルック～ロンティン間）（I）（有償）環境レビュー（2月16日（水））

6. その他

7. 今後の会合スケジュール確認他

- ・ 次回全体会合（第19回）：12月5日（月）14:30から（於：JICA本部）

8. 閉会

以上

ベトナム 南北高速道路建設事業（ベンルックーロンタイン間）（I）

（環境レビュー（有償））

助言対応結果

助言	助言対応結果
長大橋建設に伴う自然環境への影響について	
1. 当該地域の生態学的負荷（産卵、稚魚成育、魚の回遊、特定種の移動、底棲生物）の軽減にむけて、絶滅危惧種に該当する種の存在の有無にかかわらず、当該地域における生物種の把握と生活史・生物季節を把握し、施工スケジュールに反映させること。	生物種についてはEIA調査が実施されているが、当該エリアにはメコンデルタ固有種や絶滅危惧種は存在しておらず、そのような場合、生物季節に配慮した施工スケジュールの策定は通常行っていないが、施工エリアの不必要な拡大の防止及び工事により発生した濁水の河川への不必要な放流の防止等により当該地域の生物学的負荷の軽減を図ることにつき実施機関と合意した。
非自発的移住（職業転換および代替農地取得も含む）について	
2. 被影響住民が辿る生計回復や職業転換等の移転後のプロセスは、長期にわたる注意が必要となることが予想される。また、被影響住民自身の選択や決定も決して強固なものではなく、時に応じて揺れ動く可能性が高い。したがって、以下の点で十分な配慮が必要であることを、実施機関、JICA および ADB の間で確認し、意識の共有を図ること。 （ア）外部モニタリング機関を雇用してのモニタリングは3年間としているが、被影響住民の動向や生計回復の状況を見つつ、モニタリング期間の延長も含めた、柔軟な措置をとる必要がありうること。 （イ）被影響住民が移転後に持ち出す要望や苦情については、当初の合意と異なっていたとしても可能な限り柔軟に対処すること。	外部モニタリング機関を雇用してのモニタリングは ADB の資金で実施されることから、（ア）必要に応じた外部モニタリング期間延長につき ADB 及び実施機関と合意した。また、（イ）被影響住民の要望や苦情に対応するメカニズムの構築及び柔軟な苦情処理の実施につき実施機関と合意し、そのモニタリングの十分な実施を ADB と合意した。
3. 住民移転計画の最終版や市場価格調査、代替農地の確保状況、住民との協議や合意などについては、ADB 任せにはせず、JICA としてもその妥当性を確認すべきである。JICA として節目ごとにレバレッジのきくタイミング（たとえば、L/A 発効、ディスバースメントなど）を定め、実効性のある確認を行っていくことができるようにしておくこと。	住民移転計画最終版は ADB が同意するが、同計画の同意申請のタイミングにおいて、住民移転計画を ADB のみならず JICA にも提出することを求め、JICA としても内容を確認することにつき実施機関と合意した。
4. 外部モニタリング機関によるモニタリングの結果、講じられた措置が不十分もしくは更なる措置が必要と判断する際には、JICA および ADB もモニタリングによってもたらされた情報を主体的にチェックし、外部モニタリング機関のみに判断を委ねないことを実施機関	外部モニタリング機関によるモニタリング結果が、VEC を通じて ADB のみならず JICA にも報告されることにつき、ADB 及び実施機関と合意した。

との間で確認しておくこと。 5. 複数のコミュニティにおいて、農地の不足が生じることが懸念されている。事業によって農地を失う住民が、近隣に農地を確保できない恐れがある。農業を継続する意思のある住民に対しては、近隣地に代替農地が確保されることが基本であると考えられる。これを踏まえ、近隣地で代替農地が確保できないコミュニティがどの程度あるかを確認の上、当該コミュニティおよび実施機関の支援内容が十分なものであるかどうか、また住民の反応について確認すること。	円借款対象区間における近隣地で代替農地が確保できないコミュニティ数を詳細資産調査（DMS）や住民協議を通じて実施機関が確認する旨、実施機関と合意した。 また、近隣地に農地を確保できない場合は、農地を確保できる遠隔地への移転も選択可能であること、また、社会的弱者は優先的に近隣農地を確保されることにつき実施機関と合意した。また、当該確認事項を住民協議において説明し住民の意見を盛り込んだ対応を行うことを実施機関と合意し、そのモニタリングの十分な実施を ADB と合意した。 さらに住民移転計画を改訂する際に上記の内容を盛り込むことを ADB と合意したほか、JICA としても上記にかかるモニタリング結果の確認を行う予定。
6. 最終的に決定される補償レートが、市場価格に基づく再取得価格に基づくものとなり、土地の値上がりが生じた場合はそれが反映されること、実際の土地収用の前に支払われることにつき、文書上確保されていることが望まれること。	最終的に決定される補償レートが再取得価格に基づくものであること、土地が大きく値上がりした場合は再度再取得価格調査を実施し結果を補償価格に反映することにつき実施機関に確認した。また、補償が用地取得の前に支払われることは住民移転計画に明記されているが、これら事項について実施機関に再度確認した。
被影響住民との協議等について	
7. 被影響住民との協議（生計回復手段や代替農地取得に関する要望調査も含む）においては、実施機関および事業関係者（特に RAP 作成にあたった外部コンサルタントと生計回復に関する計画策定にあたるコンサルタントが交替することを踏まえて）と住民との間に十分な信頼が醸成されるよう留意し、事業スケジュールおよび移転スケジュールや意見・苦情表明のフォーマルな機会に拘泥することなく、被影響住民の十分な理解と納得を得るための時間をかけて必要な工程をすすめることを、事業実施機関、JICA、協調融資機関（ADB）の間で確認し、意識の共有をはかること。	ご指摘の事項については、実施機関・ADB との間で確認し、意識の共有をはかった。